

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 10 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

1 監査の実施期間

令和 6 年 4 月 1 日(月)から令和 6 年 6 月 6 日(木)まで

2 監査の対象部課等

経済部（経済政策推進室、国際政策課）

3 監査の対象及び範囲

経済部（経済政策推進室、国際政策課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 6 年 2 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 9 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

経済政策推進室企業誘致担当

1 飯塚市企業立地促進補助金について（局長指摘事項）

(1) 補助金交付について

飯塚市企業立地促進補助金交付要綱第4条第1項によれば、「事業者は、事業所の新增設に着手する前に、(略)事業認定申請書を市長に提出しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、着工の日付が事業認定申請日より前の日付になっている事業認定申請書が見受けられた。

通常、事業認定については事業者の事前相談が重ねられていることから、十分な指導が行われていたかどうか疑義が生じる。

今後は、適切な事務処理を行うこと。

(2) 暴力団の照会について

飯塚市企業立地促進補助金交付要綱第4条第3項によれば、暴力団関係者に該当するときは、事業認定を行わない旨が規定されている。

しかしながら、関係機関に対し照会を行わないまま、事業認定を行っていた。

今後は書類審査において要綱を遵守し、事業認定を行うこと。

2 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市文書管理規程第21条第2項第2号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同条3号によれば、「前2号に規定する事項を記入し、及び設定した配布文書等は、当該文書に関する事務処理の概要を朱書きの上、供覧し、又は決裁に付すこと。(略)」と規定されている。

しかしながら、受付印がないもの、供覧・決裁に付されていないものが見受けられた。

文書の取扱について、所管課に属するすべての職員が適切な事務処理を行えるよう、課内研修等を実施するなど方策を講じるとともに、今後は規程に基づき適切な事務処理を行うこと。

経済政策推進室産学振興担当

1 審査会等について（局長指摘事項）

(1) 設置根拠について

地方自治法第138条の4第3項によれば、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定されている。

しかしながら、下記審査会については設置根拠となる条例が制定されていないため、条例の整備について適切に対応を行うこと。

- 飯塚市先端情報技術開発支援補助金審査会
- 飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業審査会

(2) 報酬の支給根拠について

地方自治法第203条の2第1項によれば、「普通地方公共団体は、(略)、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、(略)に対し、報酬を支給しなければならない。」とされ、同条第5項によれば、「報酬、費用弁償、期末手当又は勤勉手当を額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

しかしながら、下記審査会等については報酬の額等が定められておらず、出席委員に対し委員謝礼として報償費から支出していたことから、報酬として支出すべきであると思料する。

支給根拠となる条例を整備するとともに、今後は適切な歳出科目から支出すること。

- 飯塚市先端情報技術開発支援補助金審査会
- 飯塚市先端情報技術実証実験サポート事業審査会
- 新産業創出産学官連携協議会

2 補助金等交付審査について（局長指摘事項）

(1) 添付書類の確認について

飯塚市大学生起業家育成補助金交付申請書に添付された予算内訳書について、数量及び単価と積算が相違していた。

数量等の誤記によるものであり、交付決定額に誤りはなかったが、今後は交付審査時の確認を徹底すること。

(2) 暴力団の照会について

下記補助金等交付要綱において、暴力団関係者は補助金の交付対象としない旨が規定されているが、暴力団排除に関する照会を行っていないもの、また補助金交付決定後に関係機関に対し照会を行っていたものが見受けられた。

今後は書類審査において要綱を遵守し、補助金等交付を行うこと。

- (未照会) ○飯塚市研究開発室使用料助成
- (交付決定後) ○飯塚市新技術・新製品開発補助金
- 飯塚市先端情報技術開発支援補助金
- 飯塚市販路開拓支援補助金

3 準公金について（局長指摘事項）

準公金の取扱いについては、飯塚市公金等取扱要領の各種団体等現金（公金外）事務取扱要領に示されており、「1. 公金外の各種団体等の会計事務についても、公金の事務手続きに準じて取り扱うこととし、適正な事務処理を行うこと。」、「5. 支払い決裁は、事前に複数職員による決裁手続きをとること。」、「8.（略）、その都度あるいは定期的に出納簿・通帳残高・決裁文書・領収証等により、複数職員で精算・点検を行うこと。」等とされている。

しかしながら、準公金の取扱いについて確認をしたところ、次のような事務処理が見受けられ、適切に事務処理及び管理が行われているか疑義が生じる。

準公金についても、公金であるということを常に念頭に置き、安全管理の重要性を認識するとともに、管理監督者は適正な事務処理について管理を徹底すること。

- 職員が立替払いを行っているものが見受けられた。
- 参加者から徴収した会費について、通帳への入金処理を行わず、手提げ金庫で保管し次の支払いへ充当していた。
- 支払い後の残金を通帳へ戻入する際に、戻入（精算）伝票の起票を行っていなかった。

4 支出命令時の確認シートについて（局長指摘事項）

会計管理者より通知された「請求書の押印省略に伴う支出伝票の添付書類について（令和4年3月22日付け通知）」により、押印が省略された請求書が提出された場合は、当該請求書の真正性の確認（本人確認）を行ったことを所属長が証明した「支出命令書作成時の確認シート」を支出命令書に添付することとされて

いる。

しかしながら、確認シートでは「本人確認済の e メールアドレスからの提出」としているものの請求書の日付が手書きであるものや確認件数が相違しているもの等、確認シートの内容と請求書の状況に整合性がとれていないものが見受けられた。

今後は、事故のない適正な予算執行を行うため、所属長は請求書の真正性の確認を徹底し適切な事務処理を行うこと。

5 個人番号確認書類の取扱いについて（局長指摘事項）

飯塚市所得税法及び地方税法に係る個人番号関係事務における謝金支給者の特定個人情報等取扱規程に基づき、源泉徴収が必要となる支払いを行う場合、対象者への個人番号の提供依頼、個人番号届出書の受領及び本人確認等の事務を支払担当課において行い会計課へ提出することとなっている。

しかしながら、スマートアプリコンテンツ審査員謝礼金の支払いにかかる個人番号届出書等を受領していたが、伝票綴りに保管されたままとなっていた。

早急に会計課へ提出するとともに、管理監督者は個人情報の適正な取扱いについて所属職員へ指導し、今後は適切な事務処理を行うこと。

6 契約事務について（局長指摘事項）

飯塚市契約規則第 47 条第 1 項によれば、「契約事務担当課長は、(略)相手方を決定したときは、契約書を作成し、決定通知の日の翌日から起算して 7 日以内(飯塚市の休日を定める条例(平成 18 年飯塚市条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)に締結しなければならない。(略)」と規定されている。

しかしながら、飯塚市起業家育成事業業務委託において、令和 5 年 6 月 30 日に見積執行され相手方の決定を行っているが、契約締結日が令和 5 年 7 月 18 日となっていた。

今後は、期限内に契約書を提出するよう業者へ指導するとともに、規則に基づき適正な契約事務を行うこと。

7 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市文書管理規定第 21 条第 2 項第 2 号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同条 3 号によれば、「前 2 号に規定する事項を記入し、

及び設定した配布文書等は、当該文書に関する事務処理の概要を朱書きの上、供覧し、又は決裁に付すこと。(略)」と規定されている。

しかしながら、受付印がないもの、供覧・決裁に付されていないもの及び公開区分等が未記入になっているものが多数見受けられた。

また、財務伝票及び決裁文書に主幹の決裁印漏れも散見された。

文書の取扱について、所管課に属するすべての職員が適切な事務処理を行えるよう、課内研修等を実施するなど方策を講じるとともに、今後は規程に基づき適切な事務処理を行うこと。